特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 14 | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和6年7月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 母子保健に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 | | | | | |
| ③システムの名称 | 宛名・口座システム、母子保健システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー | | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)母子保健特定個人情報ファイル

| 3. 個人番号の利用 | |
|----------------|--|
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシ | マステムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項 [95] (情報照会の根拠) 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中以下の項 [95] |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 |
| ①部署 | 福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| _ | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | |
| 請求先 | 戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782 |
| 8. 特定個人情報ファイル(| の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3783 |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-------------------|------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | | 令和 | 16年4月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | |] | 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|---|----------|------------|--------|---|-----------------------------------|--|--|
| [基礎 | 項目評価 | 書] | | | : : :及び重点項目評価書 :及び全項目評価書 | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 施機関につ | ついては、それぞれ重 | 直点項目評価 | 書又は全項目評価書において、 | リスク対策の詳細が記載 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(付 | 青報提供 | ネットワークシステ | ムを通じた | 入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱い | の委託 | | | []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や | 情報提供ネットワーク | クシステムを | | []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接続しない(入手) | []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [O] Þ | 引部監査 [] 外 | 部監査 | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓 | 各 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分に行ってい。 3)十分に行ってい | る | | |

変更箇所

| 変更固定 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------------|
| | I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長 | | 町民福祉課長 | 事後 | 人事異動に伴う修正 |
| | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点 | 平成27年7月1日時点 | 平成30年12月1日時点 | 事前 | |
| | II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 | 平成27年7月1日時点 | 平成30年12月1日時点 | 事前 | |
| | Ⅳリスク対策 | 【様式変更に伴う記載内容追加】 | Ⅳ全体を新たに記載 | 事前 | |
| 令和4年6月20日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点 | 平成30年12月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施(R4.6) |
| 令和4年6月20日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 | 平成30年12月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施(R4.6) |
| 令和5年5月19日 | II しきい値判断項目 1.対象人数の時点 | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 評価の見直し(R5.5) |
| 令和5年5月19日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 評価の見直し(R5.5) |
| 令和6年6月26日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の概要 | 母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下)番号法」という。の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届デーク提供 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた一般の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた一巻の付表で置いる。との表第四欄に掲げられた事務と処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられ手移を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられ手務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられ手務を見くがある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報開会を行う。 | 母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 | 事後 | |
| 令和6年6月26日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項及び別表第-49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 | 1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 | 事後 | 法改正による(R6.5) |
| 令和0年6月26日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 〇番号法第19条第二者(特定個人情報の提供の制度) ○番号法第19条第二号(特定個人情報の提供の制度)及び別惠第二 -第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方規関係情報。母子保証による養育医療の給付者にくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、別定重手割原係情報の記述は会議では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | (情報提供の根拠) 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表中以下の 項 [95] (情報照会の根拠) | 事後 | 法改正による(R6.5) |
| 令和6年6月26日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 | 町民福祉課 | 福祉課 | 事後 | 機構改革に伴う修正(R6.4) |
| 令和6年6月26日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名 | 町民福祉課長 | 福祉課長 | 事後 | 機構改革に伴う修正(R6.4) |
| 令和6年6月26日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 | 総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750番地 0598-82-3781 | 戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町 佐原750番地 0598-82-3782 | 事後 | 機構改革に伴う修正(R6.4) |
| 令和6年6月26日 | 18. 特定個人情報ファイルの | 町民福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町 佐原750番地 0598-82-3783 | 福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750番地 0598-82-3783 | 事後 | 機構改革に伴う修正(R6.4) |
| 令和6年6月26日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点 Ⅱ しきい値判断項目 | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年6月26日 | 2. 取扱者数の時点 | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | ļ |